平成２７年（フ）第４６００号
大阪市中央区松屋町４番12号　パピエ松屋町601
破産者　行岡　雅美
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１８号
大阪府羽曳野市東阪田484番地の22、開始決定時の住所大阪府羽曳野市東阪田182番地の13
破産者　大谷　公三
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９２５号
大阪府松原市河合２丁目451番地の27―402号
破産者　久徳　雅勝
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９２６号
堺市南区豊田903番地３　泉ヶ丘サンハイツ201号
破産者　髙井　和子
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２６号
岩手県二戸市石切所字森合107―１　シャルムセゾン201号、住民票上の住所岩手県盛岡市城西町10―35　ヒューマンスクエア607号
破産者　太田　信博
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第２８号
秋田県にかほ市金浦字高森106番地５　高森団地16―２号
破産者　石井　和広
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第１８７８号
横浜市金沢区釜利谷南２丁目15番１―204号
破産者　渡部　辰美
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８７９号
横浜市金沢区釜利谷南２丁目15番１―204号
破産者　渡部　久子
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１３９号
横浜市磯子区洋光台５丁目１番11号
破産者　長谷川　剛
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１８０号
横浜市鶴見区矢向２丁目７番42号　ドミール藤203、住民票上の住所東京都品川区二葉１丁目16番７号　第２古市荘201
破産者　中里　有孝
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６５号
新潟市西区新中浜１丁目16番地５
破産者　中林　暁子
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３８７号
新潟市中央区笹口１丁目15番地23　プリモ笹口201号
破産者　田村　直樹
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５１号
福井県鯖江市冬島町第17号１番地11
破産者　岡田　英毅
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４８５号
広島市佐伯区利松２丁目９番25―202号コーポラス、破産手続開始決定時の住所広島市佐伯区五月が丘３丁目23番26号
破産者　Ｍ＆Ｓｕｎ　ｆｌｏｗｅｒこと　小川　将志
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２３７号
香川県高松市由良町145番地１
破産者　橋本　利幸
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１５号
香川県三豊市詫間町松崎1971番地１
破産者　藤田　謙二
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第２９５号
北九州市小倉北区江南町３番１―903号、前住所北九州市小倉南区徳力新町１丁目11番10号（サンライフ徳力103）
破産者　平川　耕史
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５６０号
北九州市門司区白野江１丁目８番14―204号
破産者　中田　惠子
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部